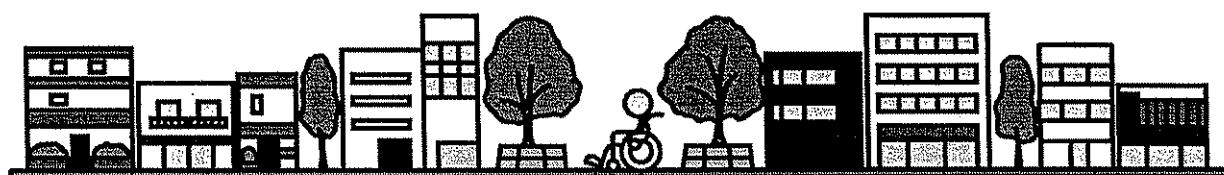


府中市福祉のまちづくり ユニバーサルデザインガイドライン



ユニバーサルデザインとは

- 年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめから、

できるだけ多くの人が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方につけて快適な環境をデザインすることです。

- アメリカ ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス（建築家・デザイナー）らが提唱したことが始まりといわれています。

- バリアフリーとの違い

どちらも、「すべての人が平等に社会参加できる」という同じゴールを目指しますが、ユニバーサルデザインはバリアフリーを包含し、より発展させた考え方といえます。

ユニバーサルデザインの7つの原則

- ①だれにも**公平**に利用できること（公平性の原則）
- ②利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）
- ③使い方が**簡単**ですぐわかる（単純性と直感性の原則）
- ④使い方を間違えても、重大な結果にならないこと（**安全性**の原則）
- ⑤必要な情報がすぐ理解できること（認知性の原則）
- ⑥無理な姿勢をとることなく、少ない力でも**楽に使える**こと（効率性の原則）
- ⑦利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること（**快適性**の原則）

- バリア（障壁）の存在を前提としている「バリアフリー」の福祉のまちづくりからはじめからあらゆる方法でバリア（障壁）を生み出さないようにする、「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づく福祉のまちづくりの推進を図ります。

- ユニバーサルデザインは過程を重視します。

- ・ 計画の策定から実行までの各段階に利用者の声が反映されていること
 - ・ 繰り返しによりデザインが進化していくこと
 - ・ 結果だけでなく、改善の積み重ねを重視すること
 - ・ 改善を継続していくために、多様な人の参画がある「仕組みづくり」が重要であること
- など、その結果だけでなく、改善の積み重ねを大切にすることです。

このガイドラインは、ユニバーサルデザインガイドラインを基本とした福祉のまちづくりを進めるため、5つの視点

① 公平（だれもが同じように）

② 簡単（容易に）

③ 安全（危険なく）

④ 機能（使い勝手よく）

⑤ 快適（気持ちよく）

から、日常生活に密着している6つの整備箇所

① 敷地内通路・駐車場

② 出入口

③ 廊下・階段・エレベーター

④ トイレ

⑤ 子育て支援

⑥ 公園

について、それぞれの施設整備における留意点を示しました。

ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくり

- 府中市福祉のまちづくり条例施行規則整備基準と併せ、このガイドラインを基本として、市民が利用する建築物や公共施設の整備の推進に取り組みます。
- ユニバーサルデザインは過程を重視し、改善の積み重ねを大切にするため、このガイドライン（目安）も固定的なものではありません。国、都その他の制度や諸情勢の変化への対応を柔軟に行い、必要に応じ見直し、改善・向上（スパイラルアップ）していく必要があります。
- 福祉のまちづくりを推進するにあたっては、市と事業者の協力・連携はもとより、市民の参画と協働が特に求められます。ハード面だけでなく、ソフト面も重要ですから、「こころのバリアフリー」「情報のユニバーサルデザイン」を目指して、マナーの向上など市民の意識を向上していくことが必要です。

このガイドラインはチェック表として使用できるように作成しておりますので、既存建築物の評価や建築物の計画時にユニバーサルデザインの視点でチェックする際に隨時活用してください。

① 敷地内通路（アプローチ）・駐車場

チェックその1：府中市福祉のまちづくり条例整備基準適合チェック

整備項目	整備内容	措置	代替措置
アプローチ (敷地内の通路)	(1) 有効幅 [1.35m以上*] (2) 段差 傾斜路を併設している場合の当該傾斜路の構造 ア 高さ イ 有効幅 [屋内1.2m・屋外1.35m以上*] ウ こう配 [屋内1/12・屋外1/20以下*] エ 高さ75cm超の場合の踊り場 [1.5m以上] オ 床表面の滑りにくい仕上げ カ 手すり キ 側壁又は立ち上がりの位置 ク 傾斜路の面の識別への配慮 (3) 表面の滑りにくい仕上げ (4) L型側溝2cmの切下げ (5) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又はこれに代わる装置の設置 設けた設備等()	m 有・無 — CIII m 1/ 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 台	
駐車場	(1) 障害者のための駐車施設 (2) 障害者のための駐車施設の構造 ア 幅 [3.5m以上] イ 建築物までの経路ができる限り短くなる位置 ウ 位置の表示及び経路の誘導標示 (3) 駐車施設から建築物の出入口までの通路 ア 有効幅 [1.2m以上] イ 段差の有無 ウ 表面の滑りにくい仕上げ	m 有・無 有・無 m 有・無 有・無	

*のあるものは、緩和基準を設けています。

チェックその2：ユニバーサルデザイン度チェック

	内 容	チェック 欄
公 平	1 だれもが安全に建築物の受付等に到達できるよう、主たる出入口まで連続性のある誘導を行う。	
	2 通路には段差を設けない。構造上段差が生じる場合は段のある近くにスロープ等を併設する。	
	3 車いす使用者が利用できる障害者用駐車スペースを設ける。また、いつでも駐車できるように複数設けることが望ましい。	
	4 敷地の出入口付近には、インターホン、または障害者等に配慮した音声や文字情報などを組み合わせた案内装置を必要に応じ設ける。	
簡 単	5 出入口やそこに至る経路、サインが確認しやすいよう、見通しのよい空間とする。	
	6 音声案内は、音声がどこから発生されているかが分かるように、かつ、はつきり聞き取れるようにする。	
安 全	7 通路は、車路と分離し、人と自動車の動線が交わらないようにする。止むを得ない場合は、ぶつかることがないよう、見通しをよくする。	
	8 傾斜路や視覚障害者誘導用ブロックは雨に濡れても滑りにくい対応策を講じる。	
	9 階段や傾斜路には、手すりを設け、視覚障害者誘導用ブロック（警告用）を適切に設ける。	
	10 通路にある排水溝等の蓋は、路面との段差がなく、スリット等は、ベビーカーや車いすのキャスター、杖先が落ちないつくりとする。	
	11 障害者用駐車スペースは、建築物の出入口にできるだけ近く、車路を横断しなくても行き着くことができるよう配置する。	
	12 視覚障害者誘導用ブロックの敷設については、車いす使用者にも配慮した有効幅を確保する。	
	13 敷地出入口から建築物の出入口まで、歩行者用の経路は、できるだけ近い距離とする。	
	14 敷地内通路は、車いす使用者や歩行者のすれ違いに支障のない幅を確保する。	
	15 砂利や石畳を使用するときは、ベビーカーや車いす使用者や歩行者が利用しやすい通路を併設し、選択できるようにする。	
	16 障害者用駐車スペースには、できる限り車の左右両側及び後方に乗降用スペースを設ける。	
	17 障害者用駐車スペースから建築物の出入口までの通路には、庇などを設けることが望ましい。	
	18 駐車場利用案内装置は位置や高さなどに配慮し、操作しやすいものとする。	
快 適	19 外壁の素材や色使い、周囲の景観や植栽等に配慮し、心地よい空間づくりを行う。	
	20 案内標示は、だれもが分かりやすいよう、文字の大きさや色使い、配置等にも配慮する。	

② 出入口（主要な出入口・その他の出入口）

チェックその1：府中市福祉のまちづくり条例整備基準適合チェック

整備項目	整備内容	措置	代替措置
出入口 (主要な出入口)	(1) 有効幅 [1.0m 以上*]	m	
	(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有・無	
	(3) 通行の支障となる段差	有・無	
	(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有・無	
	(5) 受付等の設置	有・無	
	(6) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又はこれに代わる装置の設置	有・無	
	設けた設備等()		
出入口 (その他の出入口)	屋外への出入口	(1) 有効幅 [85cm 以上*]	cm
		(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有・無
		(3) 通行の支障となる段差	有・無
		(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有・無
	駐車場への出入口	(1) 有効幅 [85cm 以上*]	cm
		(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有・無
		(3) 通行の支障となる段差	有・無
		(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有・無
	各室の出入口	室の数	室
		(1) 有効幅 [85cm 以上*]	cm
		(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有・無
		(3) 通行の支障となる段差	有・無
各住戸の出入口	室の数	(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有・無
		(1) 有効幅 [85cm 以上*]	cm
		(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有・無
		(3) 通行の支障となる段差	有・無
		(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有・無

*のあるものは、緩和基準を設けています。

チェックその2：ユニバーサルデザイン度チェック

	内 容	チェック 欄
公 平	1 個別のニーズに対応できるよう、人を配置した受付を設けることが望ましい。人の配置ができない場合は、建築物の出入口付近は、出入口の場所を示す音声装置や点字表示などを併せた分かりやすい案内板等を設ける。	
	2 案内板やオートロックの操作盤は、子どもや障害者等にも見やすいような、位置や表示の仕方に配慮する。	
	3 視覚障害者など、障害の特性に対応するよう、誘導用ブロックや音の信号等の整備に努める。	
簡 単	4 出入口の扉は、開閉しやすい構造である自動引き戸が望ましい。	
	5 建築物の主要な出入口は、訪れた人が分かりやすい位置に設ける。	
	6 チャイムやインターホン、オートロックの操作盤等は、その所在が分かりやすい位置や高さに配慮するとともに、操作しやすいものとする。	
	7 手動引き戸などの取手は、だれでもが使いやすい縦棒状等が望ましい。	
安 全	8 自動引き戸には、安全センサーを設置する。	
	9 自動引き戸には、非常時の対応のため、手動式の戸を併設することが望ましい。	
	10 出入口のガラス戸には、衝突防止のための工夫をする。	
機 能	11 車いす使用者や歩行者のすれ違いに支障のない幅を確保する。	
	12 特に建築物の主要な出入口は、余裕をもった幅とする。	
	13 手動引き戸は、取手の形状・配置に配慮し、操作しやすいものとする。	
快 適	14 建築物の出入口付近に設ける案内板等は、文字の大きさや配色、背景の色との対比等を見やすくわかりやすいデザインとする。	

③ 廊下・階段・エレベーター

チェックその1：府中市福祉のまちづくり条例整備基準適合チェック

整備項目	整備内容	措置	代替措置
廊 下 (屋内通路)	(1) 有効幅 [1.4m以上*] 1.2m以上とした場合の車いすの転回できる部分	m	
	(2) 段差 傾斜路を併設している場合の当該傾斜路の構造	有・無	
	ア 高さ	cm	
	イ 有効幅 [1.2m以上*]	m	
	ウ こう配 [屋外1/12・屋外1/20以下*]	1/	
	エ 高さ75cm超の場合の踊り場 [1.5m以上]	有・無	
	オ 床表面の滑りにくい仕上げ	有・無	
	カ 手すり	有・無	
	キ 側壁又は立ち上がりの設置	有・無	
	ク 傾斜路の面の識別への配慮	有・無	
階 段	(3) 表面の滑りにくい仕上げ	有・無	
	(1) 主要な階段の回り段	有・無	
	(2) 手すり	有・無	
	(3) 床面積の滑りにくい仕上げ	有・無	
	(4) 路面 ア 識別への配慮	有・無	
	イ つまずきにくい構造	有・無	
	(5) 点状ブロック(警告用)の敷設、注意喚起 設けた設備等()	有・無	
エ レ ベ タ ー	設置基数	基	
	(1) かごの大きさ [床面積5,000m ² 超:13人乗り以上・床面積5,000m ² 以下:11人乗り以上]	人乗り	
	(2) 出入口有効幅(含昇降路) [床面積5,000m ² 超:90cm以上・床面積5,000m ² 以下:80cm以上]	cm	
	(3) 高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造の設備 ア 車いす兼用エレベーターに関する標準に定める付加仕様に関する配慮 設けた設備等()	有・無	
	イ 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準に定める配慮等 設けた設備等()	有・無	
	(4) 乗降ロビーにおける車いすの転回できる構造	有・無	

*のあるものは、緩和基準を設けています。

チェックその2：ユニバーサルデザイン度チェック

	内 容	チェック欄
公 平	1 廊下には段差を設けない。やむを得ず段差が生じる場合は、段の近くに、傾斜路や昇降機を設ける。	
	2 不特定多数が利用する場合は、エレベーターを1以上設けることが望ましい。	
	3 廊下には、視覚障害者誘導用ブロックを、乗降ボタンや触知図まで適切に敷設する。	
簡 単	4 目的となる部屋等に容易に誘導できるよう、廊下等に分かりやすい案内板等を適切に設ける。	
	5 廊下の配置は、単純で分かりやすいものとする。	
安 全	6 廊下や階段の両側に連続して、手すりを設置する。	
	7 廊下等の床は滑りにくい仕上げとし、段には滑り止めなどを設置する。	
	8 段やこう配の部分では、容易に段等を認識できるように、色・明度・仕上げ等の差に配慮し、照明は安全に通行できるような明るさを確保する。	
	9 階段や傾斜路には、落下防止のために両側に立ち上がりを設ける。	
	10 階段や傾斜路などに視覚障害者誘導用ブロック（警告用）を適切に敷設する。	
	11 防火戸を設ける場合、分かりやすい配置にし、車いす使用者等が通行可能な構造とすることが望ましい。	
	12 防犯面も考慮しエレベーターの扉には、法令上制約がある場合を除き、透明な窓を設ける。	
	13 エレベーターのかご内背面に、安全面を考慮し出入口の足元が見やすいような位置に鏡を設置することが望ましい。	
	14 廊下や階段の幅は、歩行者同士がすれ違いやすい幅を確保する。	
	15 廊下や階段の手すりは、多様な利用者に配慮し、2段とすることが望ましい。	
	16 廊下、乗降ロビー、エレベーターのかご内など、車いす使用者が回転することができる空間を確保するよう努める。	
	17 エレベーターの操作ボタンは、だれもが操作しやすい位置と高さに設置し、音声と光で反応する等、ボタン操作への応答が視覚と聴覚で分かるものとする。	
	18 エレベーターには、車いす使用者等だれもが利用しやすい操作盤を設置することが望ましい。	
	19 同一建築物内のエレベーターの操作盤等のボタンの配置は、統一する。	
快 適	20 エレベーターは、主要な出入口からだれもが容易に確認できる位置に設置するよう工夫し、わかりやすい案内板等を設置する。	
	21 乗降ロビーの扉は、周囲の壁と異なる色とする等、認識しやすいものとする。	
	22 建築物の用途や規模に応じて適切な大きさのエレベーターを複数設置する。	

④ トイレ（だれでもトイレ・一般トイレ）

チェックその1：府中市福祉のまちづくり条例整備基準適合チェック

整備項目	整 備 内 容					措置	代替措置				
便 所 (だれでもトイレ)	数					箇所					
	男子用	箇所	女子用	箇所	兼用	箇所					
	(1) だれでもトイレの出入口の有効幅 [85cm 以上＊]					cm					
	(2) 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸					有・無					
	(3) 車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保 (便房の内り) (... cm × ... cm)										
	(4) 便房 内の設備	ア 腰掛け便座の設置				有・無					
		イ 手すりの設置				有・無					
		ウ その他の設備()									
	(5) 通行の支障となる段差					有・無					
	(6) 床表面の滑りにくい仕上げ					有・無					
便 所 (一般用)	(7) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置					有・無					
	(8) だれでもが利用できる旨の表示					有・無					
	(1) 不特定かつ多数の者が利用する便所の数					—	—				
	男子用	箇所	女子用	箇所	兼用	箇所					
	(2) 通行の支障となる段差					有・無					
	(3) 床表面の滑りにくい仕上げ					有・無					
	(4) 腰掛け式の大便器の数				男子用	個					
					女子用	個					
					兼 用	個					
	(5) 手すりを設けた便器の数	腰掛け式の大便器				男子用	個				
						女子用	個				
						兼 用	個				
	数	小便器				個					
		(6) 床置式又はこれに代わる男子用便器の数				個					

*のあるものは、緩和基準を設けています。

チェックその2：ユニバーサルデザイン度チェック

	内 容	チェック欄
公 平	1 だれもが利用できるトイレ「だれでもトイレ」を設けるよう努める。（車いす使用者、オストメイト、高齢者、乳幼児を連れた人等）	
	2 トイレ内の通路幅や便房の出入口の幅は、車いす使用者が利用しやすいよう、余裕を待った幅を確保するよう努める。	
	3 「だれでもトイレ」には、オムツ交換や衣服の着脱などのために必要な大きさのシートを設ける。	
	4 小便器は、子どもから大人まで利用できるように、床置式又は低リップタイプを設ける。	
	5 洗面設備等については、だれもが利用しやすい位置と高さに配慮し、荷物置き場や汚物入れ等も設けるよう努める。	
	6 「だれでもトイレ」と、それ以外のトイレは近接して配置する。	
	7 一般トイレの便房には、車いす使用者やベビーカーも利用できるような余裕をもった便房を1以上設けることが望ましい。	
簡 単	8 トイレは、利用者が分かりやすく、利用しやすい場所に設けるとともに、案内板等を適切に配置する。	
	9 出入口には、だれもが利用できる旨を示した分かりやすい標識や、便房内の設備の表示をする。	
	10 トイレの出入口位置を知らせるための視覚障害者誘導用ブロックを適切に配置するとともに、音声や点字により男女別の位置等を案内する。	
	11 トイレの男女別や使用中などのサインについては、分かりやすい表示（大きさ、色、文字等）とする。	
安 全	出入口が引き戸の場合には開閉時に、手や衣服などが戸に挟まれたり、戸と戸袋の隙間に入り込むことがないように工夫する。	
	12 ・戸と枠に接する面積を小さくするために戸の縁を丸くするなどの工夫 ・衝撃を和らげるため、ゴムなどの緩衝材を設けるなどの工夫 ・戸と戸袋の隙間に柔らかい材料を設置することで、指や衣服が引き込まれるのを防ぐ工夫	
	13 だれもが安心して利用できるよう、異常の場合の警報装置を利用しやすい位置に複数設置することが望ましい。	
機 能	14 便房の戸は取手をにぎりやすく、また、施錠操作をしやすいものとする。	
	15 車いす使用者は、便座に移乗せずに利用する人もいるので、洗浄ボタンや紙巻器などを適切に配置する。	
	16 同一建築物内のトイレは、男女別配置や、洗浄ボタン、紙巻器等の位置や操作方法を統一すべきであり、同じ配置、同じ部品とする。	
	17 設備は、利用者の多様性を考慮し、できる限り操作しやすいものとする。	
	18 「だれでもトイレ」は、利用者の多様性を考慮し背もたれを設置する。また、可動式手すりの位置の工夫などをする。	
快 適	19 「だれでもトイレ」の開閉ボタン等は、車いす使用者や視覚障害者が利用しやすい位置と高さに設置するよう配慮する。	
	20 清潔感のある色彩を使用して、心地よい空間づくりを行う。	
	21 だれもが心地よく利用できるよう、鏡の配置や設置方法に配慮する。	
	22 「だれでもトイレ」では、介助者がトイレを一時退出する際に、トイレの外から利用者が見えることのないよう、戸の内側にカーテンを設置するのも一つの方法である。	
	23 壁面・床面を清潔に保つため、清掃しやすい素材、材質で施工するよう工夫する。	

⑤ 子育て支援

チェックその1：府中市福祉のまちづくり条例整備基準適合チェック

整備項目	整 備 内 容	措置	代替措置
子育て支援環境 の整備 (ベビーチェア・ベ ビーベッド)	(1) ベビーチェア等の設備を設けた便 房の数	男子用 女子用 兼 用	箇所 箇所 箇所
	(2) ベビーベッド等の設備の数	男子用	箇所
		女子用 兼 用	箇所 箇所
子育て支援環境 の整備 (授乳及びおむつ 替えの場所)	(3) ベビーチェア、ベビーベッド等の設備がある 旨の表示	有・無	
	(1) 授乳及びおむつ替えのできる場所の数 設けた施設()	箇所	
	(2) 授乳及びおむつ替えのできる旨の表示	有・無	

チェックその2：ユニバーサルデザイン度チェック

	内 容	チェック 欄
公 平	1 乳幼児と保護者が利用する施設には、利用者のニーズに応じ、授乳及びおむつ替えのできる場所（以下「子育て支援スペース」という。）を設置する。	
	2 子育て支援スペースは、男女にかかわらず利用できるようにする。	
	3 母乳による授乳のためのスペースは、間仕切り等で仕切るなど、視線を遮る工夫をし、そのスペースの入口にはその旨を分かりやすく表示する。	
	4 子どもが多く利用する施設には、一般トイレにも子どもの利用を配慮した便房・便座等を配置することが望ましい。	
簡 単	5 子育て支援スペースの位置を、建築物の案内板に表示するとともに、案内板を適切に配置する。	
	6 子育て支援スペースは、乳幼児の保護者が利用しやすい場所に設置するよう努める。	
	7 ベビーチェアやベビーベッドなどを設けたトイレの出入口には、その旨を分かりやすく表示する。	
安 全	8 便房内では、保護者が乳幼児から目を離さずに利用できるよう、保護者と近い位置にベビーチェアを設置する。	
	9 便房内のベビーチェアは、乳幼児がドアロックを開けることのできないような位置に設置する。	
機 能	10 子育て支援スペースには、お湯を供給できるシンクや、哺乳瓶の消毒ができる設備を設けることが望ましい。	
	11 子育て支援スペースには、おむつ替えのためのベビーベッドを設置する。	
	12 トイレ内に、おむつ替えができるようベビーベッドを設置し、また、荷物台を設置する。	
快 適	13 子育て支援スペースは、入口をオープンにし、ベビーカーや車イスの使用者の出入りが十分な幅とする。	
	14 相談等の受付カウンターや申込記入台の付近には、ベビーカーのスペースを設けるか、または、ベビーチェアを設置するよう努める。	

⑥ 公園

チェックその2：ユニバーサルデザイン度チェック

	内 容	チェック 欄
公 平	1 主要な観賞ポイントや避難場所には、だれもが容易に到達できるような動線を確保することが望ましい。	
	2 出入口では、道路との段差をなくしたり、車いす使用者等が利用しやすい車止めの間隔を確保し、だれもが迂回せずに公園に入出できるよう配慮する。	
簡 単	3 出入口では、案内板等を設置し、「だれでもトイレ」やスロープなどの位置が入園時にわかるようにする。	
	4 トイレのドアなどの可動部分は、堅固なものとし、少ない力で開閉できるよう工夫する。	
安 全	5 公園内の施設は、安全に配慮したものを設置し、事故防止に努める。	
	6 安全を確保するため、禁止事項などを記載した制札板をだれもが分かりやすい位置に設置するよう努める。	
	7 遊具を設置する場合は、年齢や能力の違いなどに関わらず利用できるよう、多様な形状のものを設置するよう配慮する。	
	8 遊具から万一転落しても、重大な事故にならないよう舗装材等を工夫する。	
	9 主要な園路では、夜間でも一定の路面照度が確保されるよう園路灯やフットライトを設置する。	
	10 園路には、歩行の障害となる位置にフラワーボックスや彫刻などを設けない。	
	11 子どもや車いす使用者の目線から死角を作らないよう工夫する。	
	12 「バリア」が存在する場所では、それを示すサインを設置する。	
	13 子どもや車いす使用者が草花を楽しめるような、あるいは触れることができるような植栽形態を工夫する。	
	14 園内通路で休憩できるよう、広場や観賞ポイント以外の場所にもベンチを設けることが望ましい。	
	15 動線が入り混じる出入口等の場所では、十分な園路幅員を確保するよう努める。	
	16 公園の規模、利用度等に応じ、トイレや水のみ場を設置するよう努める。また、トイレについては「だれでもトイレ」とすることが望ましい。	
快 適	17 園内施設の色彩等は、周辺景観に配慮しつつ、幅広い年齢層に対応したものにする。	
	18 「だれでもトイレ」は日当たりや水はけのよい場所に設けるよう努めることとし、天窓の設置や天井高の工夫等により防犯等安全部面を考慮し、開放的な雰囲気に対することが望ましい。	

色彩表現を使った情報提供をするときの留意点

～だれもが見やすい色使い～

- 色を活用することにより、情報の整理が容易にできることや、効果的に伝達することが可能となるため、近年、技術の進歩も伴い、様々な情報がカラーで提供されることが多いっています。
- 一方で、色の識別が困難な人もいることから、確実な情報提供をするためには、こうした色覚障害に配慮した色彩表現をする必要があります。
- 色彩表現をする際に配慮すべき事項を次に志摩しましたが、大切なことは色だけにたよらず、色がなくとも判別ができる情報とすることです。色は副次的に使うことや、色名を文字で表示するなどの方法で補完していく必要があります。色覚に障害がない人でも、瞬時に判別できる色数は限られており、これらの配慮をすることにより、分かりやすい情報提供とすることができます。

チェックポイント！

色の選び方

- 赤は濃い赤を使わず、朱色やオレンジを使う。
- 黄色と黄緑は、赤緑色色覚障害の人にとって同じ色に見えるので、なるべく黄色を使い、黄緑は使わない。
- 暗い緑は、赤や茶色と間違えるので、青みの強い線を使う。
- 青に近い紫は、青と区別できないので、赤紫を使う。
- 細い線や小さい字には、黄色や水色を使わない。明るい黄色は、白内障の人にとって白と混同するので使わない。
- 白黒でコピーしても、内容を識別できるか確認する。

色の組み合わせ方

- 暖色系と寒色系、明るい色と暗い色を、対比させる。
- パステル調の色どうしを、組み合わせない。はっきりした色どうしか、はっきりした色とパステル調を、対比させる。

文字に色をつけるとき

- 背景と文字の間に、はっきりした明度差をつける（色相の差ではなく）。
- 線の細い明朝体ではなく、線の太いゴシック体を使う。
- 色だけではなく、書体（フォント）、太字、イタリック、傍点、下線、囲み枠など、形の変化を併用する。但し、全体的にすっきりしたデザインとする。

*案内板や印刷物の作成時には、上記の点について配慮したうえで、専門家や色覚障害の方による事前チェックを受けて作成することをお勧めします。

平成19年10月発行

府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン

発行 府中市福祉保健部地域福祉推進課

電話 042（335）4161